

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年4月18日（令和6年（行情）諮問第465号）

答申日：令和6年8月7日（令和6年度（行情）答申第321号）

事件名：「平和安全法制 整備法法制局審査資料」ファイルにつづられた文書の件名が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月23日付け閣安保第31号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める次第である。

(2) 他にも文書がないか確認を求める。

審査請求人には、確認するすべがないので、文書の特定の漏れがないか、念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、令和5年12月25日付け閣安保第579号により法10条2項の規定（開示決定等の期限の延長）を適用した上で、原処分を行ったところ、審査請求人から、「電磁的記録についても特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件審査請求を受けて、改めて対象文書を探索

の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり特定文書を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した紙媒体の行政文書以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分において特定文書を適正に特定していると認められるところである。

(2) 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、本件対象文書に漏れがないか、念のため確認を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月22日 審議
- ④ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び本件請求文書に該当する本件対象文書以外の文書の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無

ア 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書は、いずれも行政文書ファイル「平和安全法制 整備法法制局審査資料」につづられている文書の件名が分かる一覧であり、国家安全保障局が紙媒体で保有している。

本件対象文書は、国家安全保障局の職員がパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したが、行政文書ファイルとして一体的に管理するために文書作成後は全てを紙媒体で保存することとし、原稿である電磁的記録については、その後の業務に必要なため廃棄した。

よって、国家安全保障局において、電磁的記録は保有していない。

(イ) 本件審査請求を受け、改めてパソコン上のファイルの検索を行ったが、電磁的記録の保有は確認できなかった。

イ 当審査会事務局職員をして、e-Gov（電子政府の総合窓口）に掲載されている行政文書ファイル管理簿を確認させたところ、本件請求文言における「平和安全法制 整備法法制局審査資料」の媒体の種別は紙媒体とされていると認められる。

また、当審査会において、開示実施文書（写し）を確認した結果を踏まえると、本件対象文書は、全て紙媒体で保存しており、電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が特段不自然、不合理といえず、電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、国家安全保障局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無

ア 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求は、行政文書ファイル「平和安全法制 整備法法制局審査資料」につづられている文書の件名が分かる一覧を求めるものであったことから、開示請求時点（令和5年11月19日）において、当該ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

(イ) 当該ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、他に本件請求文書に該当する文書はなかった。

(ウ) 本件審査請求を受け、再度、国家安全保障局の関係部署の書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

イ 上記ア（ア）及び（イ）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点

はなく，上記ア（ウ）の探索の範囲等に問題があるとも認められない。
また，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって，国家安全保障局において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，国家安全保障局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

特定識別番号「平和安全法制 整備法法制局審査資料」ファイルにつづられた文書の件名が分かる文書（一覧表のような文書があればそれを，当該文書がない場合はファイルにつづられた各文書の件名が示された頁の抜粋を希望）。

2 本件対象文書

- 文書1 法制局審査資料 整備法 法制局への提出資料
- 文書2 法制局審査資料 整備法
- 文書3 法制局審査資料目次 法制局への提出資料
- 文書4 法制局審査資料（法制局→NSS）（目次）